

95年5月19日講義分

近代憲法の理念 (①人権+②民主主義・国民主権)+日本国憲法下での「平和主義」

・現代憲法の特質

1. 社会権・生存権の登場

自由権→産業革命→矛盾の発生←生存権・参政権

「働かない自由はない」=「働かなければならない」→資本家が優位に立つ
cf.「憲法は企業の前で立ちすくむ」

19C～ 救貧法・工場法など法律で実施

1919 ヴァイマル憲法ではじめて社会権を取り入れる←1917 ロシア革命
→151条

A. 「国家からの自由」から「国家による自由」への転換

B. 財産権・経済的自由権の制限(22条) cf.ヴァイマル憲法153条

ABは対の関係にある

財産権・経済的自由権は無制限ではない⇔思想・良心の自由
最高裁は、思想・良心の自由より経済的自由権を重視

2. 参政権の拡大…国民主権の概念

制限選挙制→普通選挙制への移行

3. 平和主義(何らかの形で)←第1次・第2次世界大戦

・日本憲法史

1868 明治維新

1889 大日本帝国憲法公布…人権保障を中心とした思想の欠如(天皇を中心とした絶対主義思想)

『上からの近代化』

※西欧思想の流入→自由民権運動→議会設立の要求

不平等条約の改正→近代国家体制の必要性

明治憲法までのプロセス

M14政変→国会の設立を1890年までに行うと宣言→伊藤博文・プロイセンドイツを視察

※プロイセン・ドイツ→外見的立憲主義

1886年頃より憲法制定作業を開始する→88年頃枢密院が審議を開始

・欽定憲法⇔民定憲法:近代立憲主義 1890 帝国議会設立